

## 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、万一、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は障害年金の受給資格要件に含

まれます。学生であつて所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例を申請しましょう。

### ■対象となる学生

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学する方のうち、本人の所得が一定以下の方

### ■特例対象期間

4月から翌年3月までの1年間。

年度の途中に20歳を迎える方は、誕生日の前日の属する

月からとなります。

### ■手続き

役場窓口に備え付けの申請書または年金事務所から送付された申請書に、必要事項を記入し提出してください。

申請には、平成23年度有効の学生証の写し(または在学証明書)の添付が必要となります。

年度の途中に20歳を迎える方は、年金事務所から送付される「資格取得届」とあわせて、手続きをお願いします。

### ■注意事項

▽特例の承認を受けてから10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納付すること(追納)ができません。ただし、承認を受けた期間から3年度目以降に追納する場合は、加算額が加わります。

▽特例の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、保険料を追納しなければ、年金額には反映されません。

▽保険料を追納する場合は、納付書が必要となります。基礎年金番号が確認できる書類

(年金手帳など)をご準備のうえ、役場窓口にて手続きください。

▽毎年度申請が必要となりますが、毎年2月下旬までに納付特例の承認を受けた方引き続き在学予定である方には、はがき形式の申請書が送付されますので、手続きください。

☎ 024-1932-13434

☎ 024-1932-13434

☎ 72-6933

## 不法投棄が多発！ みんなで防止 しましょう

最近町内において、不法投棄が多発しています。

道路沿いや農地、山林、河川に、家庭のごみや飲料容器、廃家電、廃タイヤなどが捨てられています。

不法投棄されやすい場所としては、住家の少ない場所、人の往来の少ない場所、以前からの不法投棄物が存在する場所などです。

悪質な例としては、トラックで大量の廃タイヤや廃家電などを持ち込み、山林や農地、道路沿いに投棄しています。

不法投棄は犯罪です。廃棄物処理法により禁止されています。ごみは町が定めた方法に沿って、正しく処理してください。

また、不法投棄防止のため、町民の皆さんが一体となり、「私たちの町では、不法投棄を許さない」という意識を高め、不法投棄を発見した場合、投棄している現場を見た場合には、役場や警察などへの通報をお願いします。



不法投棄されたごみ

☎ 72-6933